

掛川市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、令和元年12月23日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

掛川市長 松 井 三 郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
30460	西大淵20号線	西大淵字村東42-1 西大淵字村東4-1	令和元年12月23日